

# 放送大学大学院で修得した単位の取扱いに関する規程

平成14年1月8日

放送大学規程第4号

改正 平成16年4月1日・9月30日、平成20年  
4月30日、平成22年10月13日、平成31  
年4月26日、令和元年9月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号。以下「学則」という。）第37条の2の規定に基づき、全科履修生が本学大学院の修士選科生又は修士科目生として修得した単位を卒業の要件となる単位として認定する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 全科履修生は、その在学期間中に本学大学院の修士選科生又は修士科目生として修得した単位（修得見込みの単位を含む。）について、卒業の要件となる単位としての認定を希望する場合は、所定の期日までに所定の書類により学長に申請するものとする。

(単位の認定)

第3条 学長は、前条の手続きにより申請した者に対して、教授会の議を経て単位を認定する。

2 認定する単位数は、学則第37条第2項の規定により認定する単位と合わせて30単位を限度とする。

(認定する科目の区分)

第4条 認定する科目は、申請した者が所属するコース又は専攻の専門科目以外の専門科目とする。

(再試験の場合の取扱い)

第5条 申請した科目の全部又は一部が再試験となった場合は、翌学期に限り、当該再試験科目について、第2条の申請を行うことができる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月30日）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成22年10月13日）

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年9月5日）

この規程は、令和元年9月6日から施行する。

単位認定申請書

年 月 日

放送大学長 殿

学部学生番号 \_\_\_\_\_  
 大学院学生番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊦  
 コース（専攻） \_\_\_\_\_

私は、放送大学学則第37条の2及び放送大学大学院で修得した単位の取扱いに関する規程に基づき、全科履修生在学中に放送大学大学院修士選科生又は修士科目生として修得した（又は今学期修得見込みの）下記の授業科目の単位を、放送大学教養学部の卒業要件の単位として認定して下さるよう申請します。

また、提出に際し、下記の注意事項にも同意します。

記

○ 申請する授業科目

履修年度及び学期	科 目 コ ー ド							授 業 科 目 名
	1	2	3	4	5	6	7	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

注意事項

- 1 本申請書提出後は、理由の如何を問わず取消し又は変更ができません。
- 2 全科履修生在学期間中以外に修得した本学大学院の授業科目は認定対象となりません。
- 3 申請により認定された単位については、その後本学大学院に進学した場合に修了要件に含めることができません。
- 4 申請は、卒業見込みとなる学期に行ってください。
- 5 申請期間：第1学期（9月）に卒業の場合 4月1日～5月31日（必着）  
 第2学期（3月）に卒業の場合 10月1日～11月30日（必着）
- 6 申請した科目が再試験となった場合は、当該科目について改めて本申請書を提出することができます。
- 7 認定された単位は、所属コース又は専攻以外の専門科目区分となります。
- 8 提出先：大学本部学生課卒業判定係